

研究インテグリティ_大学・研究機関向けの説明会_第3回

研究インテグリティ確保をリスクマネジメントにどう繋げるか？

1. 研究インテグリティ国際動向
2. 研究インテグリティ確保に向けてのマネジメント
3. 研究インテグリティのめざすものは？

東海国立大学機構 名古屋大学

学術研究・産学官連携統括本部

宮林 毅

AAU (Association of American Universities) から大学へ11項目の検討を促している。

専門部署を立ち上げ、海外との契約・資金管理のスクリーニングツールを導入、セキュリティの徹底、輸出管理規制対象となる研究は、学内ポリシーを確立して技術管理を行う。

- 1 教員への注意喚起
- 2 研究インテグリティ室の立ち上げ、WG、Task Forceを設置
- 3 教員や学生の啓発 Descartes Visual Compliance.
- 4 海外との契約、寄付、共同研究等を精査 (スクリーニングツールを導入)
- 5 教員の外国政府等からの金銭授受の精査
- 6 データ保護、サイバーセキュリティの徹底 REN-ISAC
- 7 教員に発明の開示を徹底、ポリシー作成。知財保護を徹底 (Tech.Cont.Plan) 。
- 8 連邦政府機関と連携を強める。大学の統一的な窓口を設ける。
- 9 海外出張に係る防御的な対策徹底
輸出規制、LapTopや携帯のデータ消去された機器の貸出
- 10 大学訪問者の精査
- 11 連邦政府の輸出規制に係る研究を実施する場合、学内Policy確立し、必要に応じTech.Cont.Planを策定。

米国の例（NSTC報告書の抜粋）

国家科学技術会議（NSTC）は標記報告書を発表した（2021年1月15日）。
国家安全保障大統領覚書第33号（NSPM-33）を補足するものとして位置付けられている。

- （研究インテグリティ体制・組織・規程等）機関が、組織的に主導している、監視している姿勢を示す
 - 1) 幹部レベルで研究セキュリティおよびインテグリティの重要性を伝える。
 - 2) 研究セキュリティに対する組織的なアプローチを確保する。
 - 3) 研究セキュリティおよびインテグリティに関する作業グループとタスクフォースを設置する。
- （透明化）透明性確保へ向けた施策を確立する
 - 4) 利益相反、責務相反、および開示に関する組織の方針を確立し、施行すること。
 - 5) 潜在的な利益相反と責務相反を特定・評価するために必要なすべての情報を機関へ開示することを要求する。
 - 6) 留学生および外国人研究者の情報の報告に関する国土安全保障省の要請の遵守を確実にする。
- （啓発・教育）トレーニング、支援、および情報を共有する
 - 7) 研究活動に関わる者に、責任ある研究行為とは何かについてのトレーニングを提供する。
 - 8) 地域の連邦捜査局（FBI）現地事務所と連携して、研究セキュリティを強化する。
 - 9) 研究セキュリティおよびインテグリティに対するリスクの可能性のある状況や行動に対する認識を共有する。
- （規程違反に対する対処）機関ポリシーを遵守するための効果的なメカニズムを確保する
 - 10) ポリシー違反や、研究セキュリティおよびインテグリティを脅かすその他の行為を発見するための効果的な手段を確立し、行使する。
 - 11) ポリシー違反や、研究セキュリティおよびインテグリティを脅かすその他の行為への関与に対して、適切かつ効果的な処置を確保する。
 - 12) 研究セキュリティおよびインテグリティを支援する条項を雇用契約に含める。
- （スクリーニングツール導入とセキュリティー対策）外部との取引、セキュリティに関連する潜在的なリスクを管理する
 - 13) 正式な研究パートナーシップを評価するための一元化されたレビューおよび承認プロセスを確立する。
 - 14) 外国人訪問者および客員研究員に関連する潜在的なリスクを管理する
 - 15) 効果的なデータセキュリティ対策を確立し、維持する

直近では、名古屋大学の海外拠点やJST/CRDSの2022年報告書によると、従来の利益相反の自己申告を拡張した内容で透明化のための申告がなされている例がある。

状況	対応
申告時期	原則、年度申告、新たにリスクが生じそうなときはその都度申告
申告方式	Web上で申告で、既存のデータが活用できるシステム
申告内容	教職員が関わる取引につき、人（役割）・物・金・連携に係る情報 ・人（役割）では、学歴・職歴・研究歴などを克明に申告 兼業・クローポなどの報酬の有無を申告 ・物では、物品購入（提供）・業務委託（提供）などを申告 ・金では、株・ロイヤルティ・兼業報酬等の申告 ・連携では、共同研究・受託研究・技術移転・学術コンサル・寄付金受入れ・学生等の受入れ、研究成果物のやり取り等、および組織としての取引
審査体制	リスクマネジメント体制に合わせた申請・審査システム
対象者	教職員等で幅がある、学生は含まない

英国大学協会が「6ヶ国大学協会間の協力に関するステートメント」を発出 (2021年12月)

参加団体：米国教育協会 (American Council on Education)
ドイツ学長会議 (Hochschulrektorenkonferenz: HRK)
オーストラリア大学協会 (Universities Australia)
カナダ大学協会 (Universities Canada)
ニュージーランド大学協会 (Universities New Zealand)
英国大学協会 (Universities UK: UUK)

活動内容：

(1) 大学による国際連携の推進

安全でセキュアな国際化の価値と重要性を発信しつつ、**外国からの影響や干渉等の国際化に伴う潜在的課題を議論する**。各国政府、資金配分機関等のステークホルダーに安全、セキュア、持続可能な国際化を推奨する。

(2) 経験や知見の共有

会合を定期開催し、**関連する規制や指針を収集**。2国間または多国間の枠組みで知見、経験、**グッドプラクティスを共有する**。

(3) 安全、確実、持続可能な国際化を推進するための活動を支持

国際化に伴うセキュリティとリスクに関する規制・運用環境の形成に関与する。

(4) 研究と高等教育における協力機会を積極的に模索

国際化に伴うセキュリティとリスクに関する多国間のアプローチに参画する。

「研究インテグリティ」： 科学技術の国際展開に伴う外国の不当な影響への懸念が世界的にも高まりつつあることへの対処として、**研究者や研究組織等の研究コミュニティが守るべき自律的な行動規範のこと。研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった規範。**

- 従来の公正研究や研究費使用不正、利益相反・責務相反、安全保障輸出管理に加え、研究の国際化、オープン化等の研究活動に伴う新たなリスクに対して、新たなマネジメントが必要となる。

【文部科学省等通知文】

「大学及び公的研究機関における研究インテグリティ確保について（依頼）」の抜粋である。
（統合イノベーション戦略推進会議決定） 2021年4月27日付

■ 研究者の実施すべき事項

・所属機関や研究資金配分機関等に対して、**「必要な情報」の適切な報告（透明化）**

「必要な情報」： 職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、外部機関からの研究資金や研究資金以外の支援、及び自身が関与するすべての共同研究等の相手方と参画者情報

■ 大学や研究機関の実施すべき事項

・人事及び組織のリスク管理として**「必要な情報」の報告等を受ける（収集・管理する）**

・利益相反をはじめ関係の**規程及び管理体制を整備し**、報告等を受けた情報に基づき、利益相反・責務相反管理と同様に**適切なリスクマネジメント**

まずは、**大学等の利益相反の申告基準、安全保障輸出管理の見直しが必要である。**

【研究インテグリティ確保の考え方】

研究インテグリティ確保のために、**組織として対応できる仕組みを構築し、教員等が行う外部との取引に関する情報と、これに関する全学の事務部門が保有する情報収集し、これを一元管理し、様々な切り口から全体を俯瞰して、適切なマネジメントを実施する。**

【チェックリストのひな型】 東海国立大学機構案としてまとめなおした。

体制・仕組	・外国機関との連携活動等に伴う、 利益相反・責務相反のリスク、信頼低下リスク、技術流出のリスク等 に留意し、組織的 対応 をできる 仕組み があるか？（産学連携部門：利益相反、輸出管理、研究協力部：公正研究）
教員の役割（人）	・所属組織は、研究者等の バックグラウンド情報「国籍、職歴、研究経歴、兼業等の全ての所属機関と役職、外部組織からの全ての支援」 の開示を受けているか？（本部：教員等の役割の透明化の徹底）
物品提供の事前承認（物）	・外国機関から 物品提供（技術含む） を受ける、外国機関へ 物品提供（技術含む） する際、組織に 事前に知らせる仕組み があるか？（部局：利害関係を伴う行為の事前確認の徹底、安全保障輸出管理）
報酬・株等（金）	・外国機関から 報酬・株等 を受ける、外国機関へ 報酬・株等 を提供する際、組織に 事前に知らせる仕組み があるか？（部局：利害関係を伴う行為の事前確認の徹底）
連携協定や契約のあり方（連携）	・外国と 連携活動や契約 する際、相手方メンバーの 情報や連携目的 を所属組織で 確認や判断 を行っているか？（本部：連携協定、契約書確認・判断、産学連携部門：技術提供の管理、安全保障輸出管理）
啓発教育活動	・外国への長期の出張や高頻度な出張を行う場合、所属組織がその内容・目的を把握する 仕組み があるか？（産学連携部門：啓発教育・インフォーマルなケースでの対応） ・外国機関との連携での 成果物について研究者の認識を深める仕組み があるか？（知財部門：成果物の理解を啓発）

（利益相反の自己申告システム、安全保障輸出管理の電子申請システムが活用できる）

2.1 研究インテグリティをどう捉えるか？

■ リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

- ① 不正行為防止
- ② 産学連携関係
- ③ 新たなリスク
(国際秩序維持に関するリスク)

不正行為(捏造、改ざん、盗用)への対応としての部分	その他不正行為(二重投稿、不適切なオーサーシップ)への対応としての部分
産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分	
研究の国際化やオープン化に伴う 新たなリスク に対し、対応を進める部分	

文部科学省の資料を参考にアレンジ

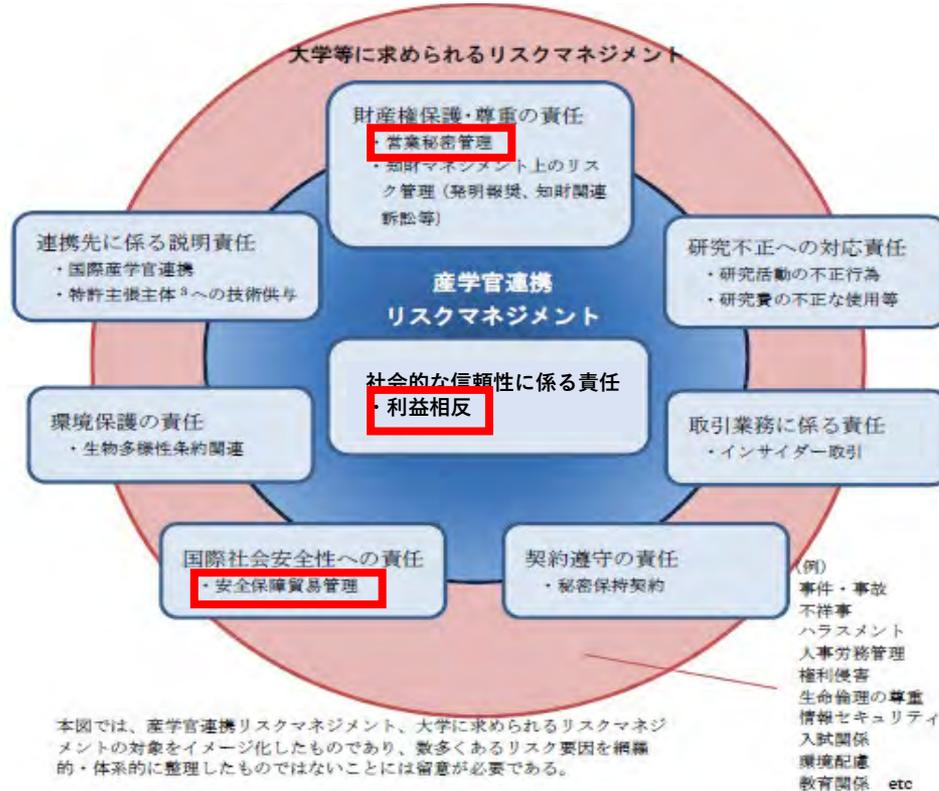
■ 研究インテグリティの捉え方

考え方	研究インテグリティ確保のために、組織として対応できる仕組みを構築し、教員等が行う外部との取引に関する情報と、これに関する全学の事務部門が保有する情報を収集し一元管理し、様々な切り口から全体を俯瞰して、適切なマネジメントを実施する。	
対象範囲	<p>学内で関連する情報と、赤字はリスクマネジメント部門で一元管理している情報である</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px;">利益相反</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">秘密情報管理</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">安全保障輸出管理</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">遺伝資源管理</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">国際産学連携管理</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">知財管理</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">研究不正</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">研究費使用不正</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">契約遵守</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px;">取引業務責任</div> </div>	
側面	<p>研究インテグリティ</p> <p>研究者自身が外部との取引を透明化</p>	<p>研究セキュリティ</p> <p>外部の脅威から研究コミュニティを守る</p>

2.2 研究インテグリティ確保のためのリスクマネジメントの範囲

- ・6年前の文科省の報告に、「大学のインテグリティ確保のためにリスクマネジメントが必要」との記載がある。
- ・以下のブルーゾーンに係るリスクの複合的なマネジメントを狙いとした「リスクマネジメントモデル事業」があった。

研究インテグリティ確保のためのトータルリスクマネジメント



■ 利益相反マネジメントは、研究者等の研究活動の透明化を図るものとして左図に示すように「研究インテグリティ確保のためのトータルリスクマネジメント」の中核となる。

■ トータルリスクマネジメントは、マネジメントが効果的であれば、関連して起きる技術流出（輸出管理、経済安全保障に係る）、研究不正他法令違反や社会バッシングの事前防止の機能ももつ。

■ 関連リスクは複合的な視点でリスクマネジメントを行う。

ここでいうトータルリスクマネジメントは、ブルーゾーンに係る以下の10項目のリスクの複合的なマネジメントを想定している。

- ・利益相反
- ・安全保障輸出管理
- ・秘密情報管理（営業秘密）
- ・生物多様性条約関連
- ・国際産学連携
- ・知財管理
- ・研究不正
- ・研究費不正使用
- ・契約遵守
- ・取引業務に係る責任

6年前は
まずはここから
スタートした

文科省産業連携・地域支援部会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」（平成27年7月3日）より

名古屋大学では、利益相反・輸出管理・ABS等に関する相談を一つの窓口で受け付けている。

現状法令（外為法等）では規制対象外でも、もし状況把握が不十分な場合には、大学からの機微技術流出が判明した場合、社会的なバッシング等のリスクは大きい。これに対処するために、複合的なトータルなリスクマネジメントが要求される。

新たなリスク対応が必要な案件 複合的なリスクマネジメントが要求される例

1. 【外国機関への技術提供】・・・技術流出、利益相反
軍民融合等が懸念される研究機関と高額のコサルティング契約を締結して複数回の海外出張をしている事例。
2. 【外国人研究者への技術提供】・・・みなし輸出、経済安全保障、利益相反 **みなし輸出類型**
大学に雇用された外国人研究者は、外為法上は居住者であり、提供技術に規制はかからない。
しかし、出身国への未公開技術の流出が懸念される事例。・・・類型 ①
3. 【居住者である留学生への技術提供】・・・みなし輸出、経済安全保障
留学生は外国政府の奨学金を受けており、渡日後6か月過ぎて未公開技術を提供する事例。・・・類型 ②
4. 【機関内における居住者から居住者への技術提供】・・・みなし輸出、千人計画、利益相反
同じ機関内で、外国政府等の支援を受けている研究者（居住者（日本人等））への技術提供の事例。・・・類型 ③
5. 【遺伝資源の輸出入】・・・生物多様性条約、技術流出、利益相反、国際産学連携
大学で作製した、もしくは海外から入手した試料や技術情報を利用して、海外との取引を実施する事例。
6. 【その他、制限付き契約】・・・経済安全保障、利益相反、国際産学連携、知財管理
外国政府の支援を受けた研究で、当該外国の留学生の参加を要求され、教員が大学での特許出願を制限される事例。

一つ一つのリスクは高くなくても、人・物・金・連携の切り口でのリスクが合わさると、全容が見えてきて大きなリスクとして対処すべき案件がある。

検討案

1. 外部への研究情報の提供機会が発生 (研究情報とは、貨物の輸出・役務提供・論文投稿など、人・物・金、留学生等の出入りに注目)

2. トータルリスクマネジメントホームページ

事前相談の窓口

電子登録/申請
要否事前確認
チェックシート

3. 電子登録/申請が必要か確認

4. 電子申請する

電子申請システム

電子登録システム

今回提案の
重要ポイント
新たなリスクに
対応して

“事前チェックリスト”提出

・取引内容を申請し、登録情報等確認

“審査票”提出

・許可が必要な場合

許可の申請・取得

5. 研究情報等の取引実施

機微案件 (許可取得品) は取引前に同一性確認を実施

6. 書類の保管 (少なくとも7年間)

(様式1)

トータルリスク事前チェックリスト

・透明化のために登録してある情報との整合性確認
・そのための判断項目と基準を作成

(様式2)

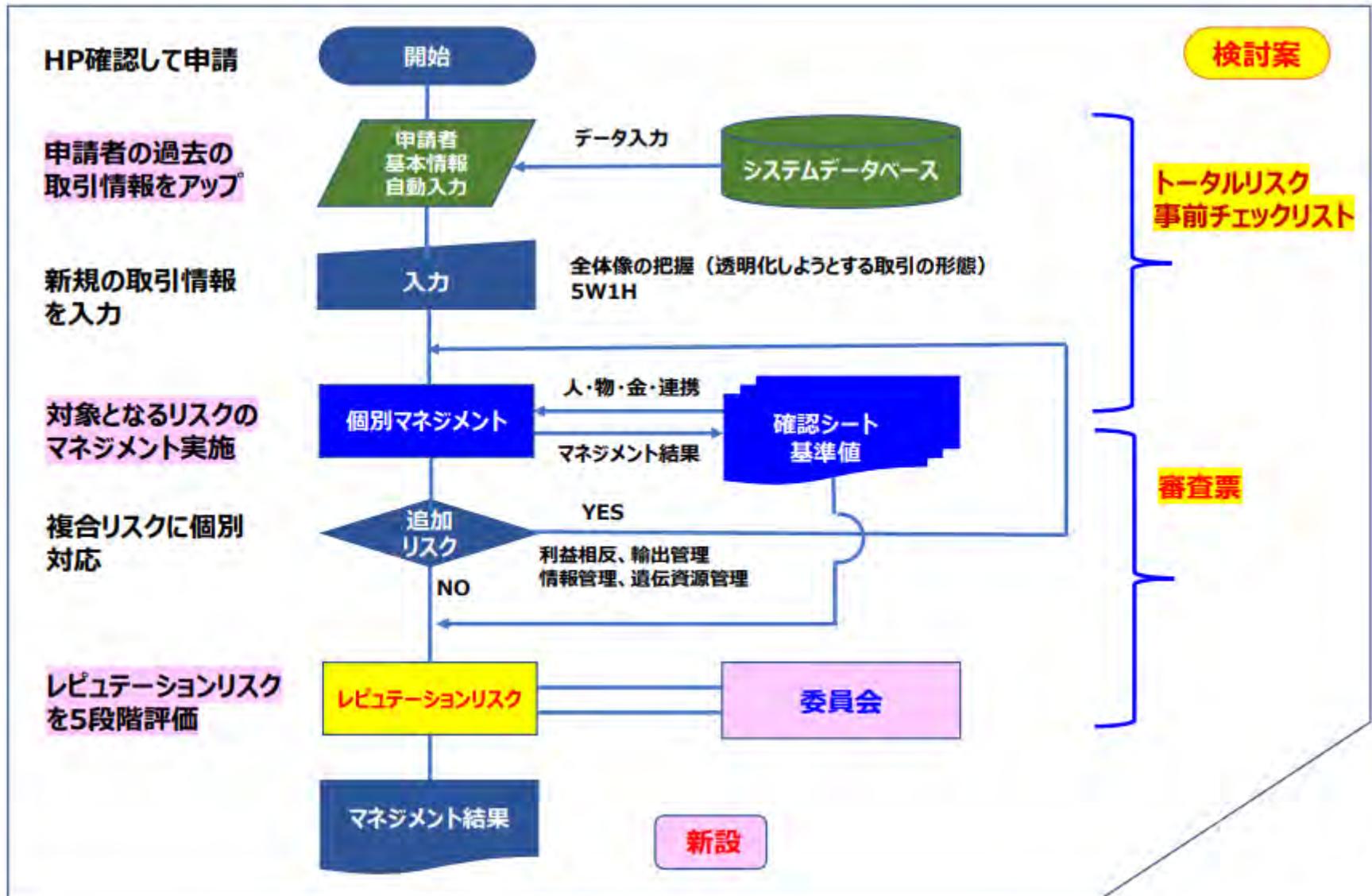
審査票

・利益相反・輸出管理・秘密情報管理・遺伝資源管理等
の個別のワークフローにて対応

様式1, 様式2がワークフロー形式で
表示され、申請者の透明化を支援する

名古屋大学は、利益相反・輸出管理などの複数のリスクに対する
相談を一つの窓口で受け付けている全国で数少ない機関である。

2.5 トータルマネジメントシステムの申請案件のフローチャート



2.6 研究インテグリティ確保に向け/利益相反の自己申告での対応例

利益相反の自己申告では、米国の大学の直近の研究インテグリティ対応例を参考に（P4参照）、外部との取引を、教員・研究者等の役割（P）、物品・設備・役務の貸借や提供（G）、お金の流（M）、および外部との連携関係（C）の側面から関係を整理して見直し、Reputation（R）の見地から、俯瞰し取引の透明性・妥当性・公正性を確認している。

令和4年度利益相反マネジメント電子自己申告

【申告対象】 ①報酬としての利益相反の対象者（役員・部長等）②AMED・厚労科研の二次申告対象（事務から個別依頼あり）
③ご本人及び生計を同じにする配偶者及び一親等の者の状況を含む申告をお願いします。
【申告対象期間】 令和3年度及び令和4年度（見込みも含む）
【申告期間】 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
【留意事項】 ◆競争的研究費の申請の際「全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報」について「所属機関に適切に報告している旨の誓約」を求められることがあります。誓約に反し虚偽申告を行った場合、競争的研究費の不採択、採択取消し等となるおそれがあります。（競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正））
◆申告の際の「企業、機関等」は、日本機関だけでなく、海外機関も含む利害関係・連携関係をご回答ください。

申請日	〇年〇月〇日	メールアドレス	risk_taro@aip.nagoya-u.ac.jp
申請者名	リスク太郎	所属	学術研究・産学官連携推進本部

Q1【研究費申請者】 厚労科研AMED規制の対象かを振分ける
厚生労働科学研究費補助金または日本医療研究開発機構（AMED）に係る研究費を交付・配分された（される予定を含む）研究者ですか（研究代表者、研究分担者）？
 はい いいえ
研究課題名（最大20件） ※未定の場合は後ろに（未定）とお願いします。

Q2【概要質問】 大まかに利害関係があるかを判別 なしの方はQ2のみで提出可能

問1【人】 令和3年度・令和4年度（見込みも含む） 企業、機関等（非常利法人、公的機関等）との間に次のいずれかの関与（予定も含む）がありますか？
A. 企業等の役員、アドバイザー、コンサルタント等への兼業（役員兼業・一般兼業）またはクロスアポイントメントによる従事。ただし、学会（研究会）の役員等への従事は含まない。【講演による兼業は含まない】
B. 研究員の受入れ【企業等から研究費（雇用経費）の受入れがあるもの（有償のもの）】
C. 学生が企業等の活動（共同研究等・インターンシップ・ベンチャーの手伝い等）に従事するにあたって、主たる指導教員として関与した（指示・紹介・推薦等）。ただし、学生の希望に応じて推薦等を行うインターンシップは対象外
 はい いいえ

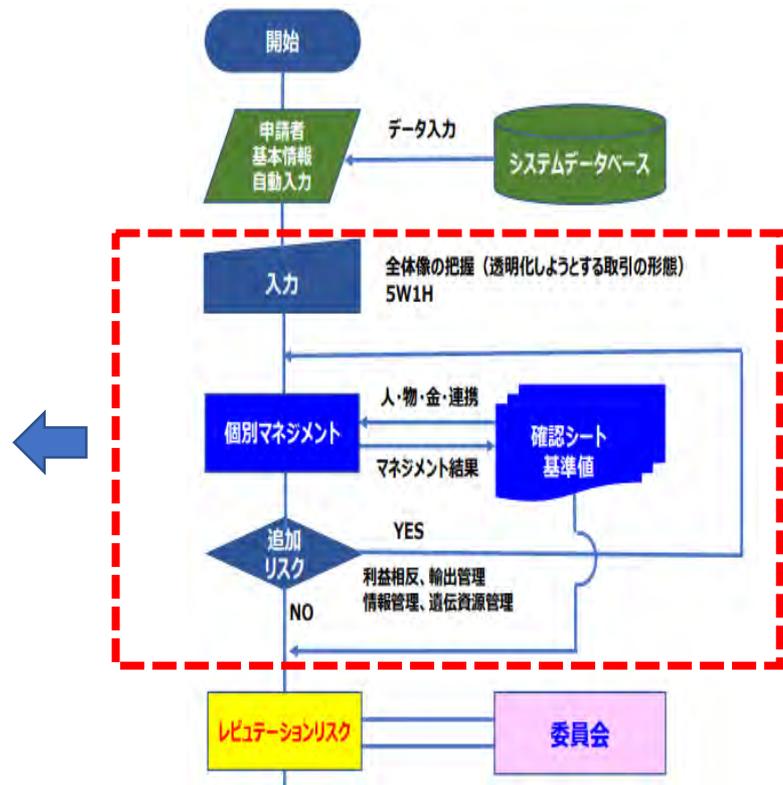
問2【物】 令和3年度・令和4年度（見込みも含む） 企業、機関等（非常利法人、公的機関等）との間に次のいずれかの関与（予定も含む）がありますか？
A. 有償または無償（※）の物品・役務等の取引（購入・委託・提供等）
（※）一機関あたり年間総額100万円以上・有償）または100万円相当額以上（無償）のものに限る
B. 仕組認定委員または機組認定委員として物品・役務等の取引に職員より関与
 はい いいえ

問3【金】 令和3年度・令和4年度（見込みも含む） 企業、機関等（非常利法人、公的機関等）との間に次のいずれかの関与（予定も含む）がありますか？
A. 株式等（5%以上の公開株、1株以上の未公開株、新株予約権（ストックオプションを含む）、社員権）の保有や出資
B. 知的財産権（機関に属する特許、成果有体物、著作権等）の移転等による取配分【書籍の印税は含まない】
C. 機関あたり年間総額100万円以上の個人的収入【原稿料は含む】【書籍の印税は含まない】
 はい いいえ

問4【連携】 令和3年度・令和4年度（見込みも含む） 企業、機関等（非常利法人、公的機関等）との間に次のいずれかの関与（予定も含む）がありますか？
A. 寄附金の受入れ
B. 共同（委託）研究・委託事業、研究助成金の受入れ（自身が研究代表者の場合のみ）
C. 学術コンファレンスの受入れ（機関として受入れ決定したもの）
D. 産学協同研究講座（部門・センター）や寄附講座（寄附研究部門）の構成員として従事
 はい いいえ

問5【その他】 現在または今後の活動における企業、機関等（非常利法人、公的機関等）との利害関係において、利益相反上の不安がありますか？
 はい いいえ

提出 問1～問5がすべて【いいえ】の方はこれでご提出をお願いします。 概要質問の問1へ



外部との取引を、教員・研究者等の役割（P）、物品・設備・役務の貸借や提供（G）、お金の流れ（M）、および外部との連携関係（C）の側面から関係を整理して見直し、Reputation（R）の見地から、俯瞰し取引の透明性・妥当性・公正性を確認する。

・ 確認項目の例(利益相反管理、安全保障輸出管理、秘密情報管理、遺伝資源管理、知財管理等)

1. 教員等の役割

(人)

- ①職歴
- ②研究経歴（論文、受賞歴）
- ③兼業・兼職等(学会や産業界の協会等のメンバーも含む)で所属する外部機関・役職

2. 物品購入（提供）・業務委託（提供）

(物)

- ①.外部機関への物品・設備・システム等購入及び役務発注がある。
- ②.優遇措置を受けて物品及び建物・スペースの提供を受ける、借用する、または役務提供を受ける。
- ③.優遇措置を与えて物品及び建物・スペースの提供をする、貸与する、または役務提供をする。

3. 外部機関からのお金の流れ（個人として）

(金)

- ①外部機関の公開株式を保有
- ②外部機関の未公開株（外部機関）の取得
- ③外部機関からのロイヤルティ収入
- ④外部機関から受ける個人的収入[兼業報酬、株式の売却等]がある。

4. 連携関係、研究活動

(連携)

- ①外部機関の共同研究、受託研究（治験も含む）に参加
- ②特許等の知財の出願、外部機関への技術移転（譲渡、ライセンス等）
- ③外部機関との寄附金の供与、授受
- ④外部機関の学術コンサルティング
- ⑤外部機関との学術協定やMOU
- ⑥外部機関へノウハウの移転
- ⑦外部機関への出張
- ⑧外部機関から（留）学生や（外国人）研究者の受入れ
- ⑨外部機関から研究助成金の受入れ
- ⑩外部機関から研究費の受入れ
- ⑪外部機関との成果物の授受（MTA等）
- ⑫外部機関との共同研究前の技術打合せ
- ⑬外部機関による受託事業（コンソーシアムを含む）
- ⑭論文発表
- ⑮学会発表

5. 組織の利益相反

(組織連携)

- ①役員及び部局長の利害関係、連携関係
- ②教員の役職（決裁権）リスト
- ③大学による外部機関への投資（将来的）
- ④大学による敷地・建物・設備の外部機関への提供、授受
- ⑤大型の外部機関との連携活動等

【全体像】

- 透明化等を実施する際の学内体制（手続き、フロー、項目）を構築
- 教員用/管理者用の透明化のためのガイダンス（基準の設定）の作成
- 啓発ツール（eラーニング等の実施）、学内説明会の複数回の実施
- **研究インテグリティ確保のためのトータルリスクマネジメントシステムの構築**

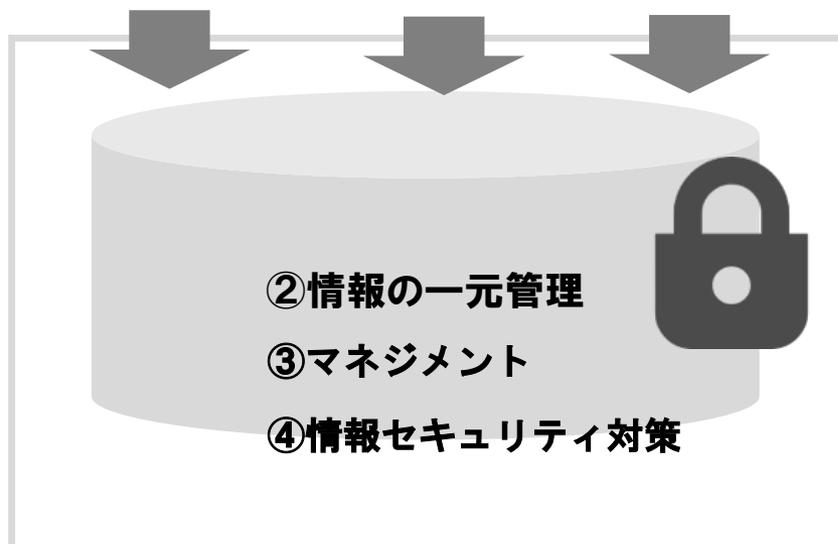
トータルリスクマネジメントシステムとは : 大学の教員・研究者等が、外部との取引を行う場合に生じる様々な複合的なリスクを、異なる切り口で俯瞰して管理する手法である。

① 例）学術研究・産学官連携推進に係る組織・教員の情報収集

文書、データを情報収集し保管

【機能】

- ① 情報収集
- ② 一元管理
- ③ マネジメント
- ④ セキュリティ対策



外部との取引を、教員・研究者等の役割（P）、物品・設備・役務の貸借や提供（G）、お金の流れ（M）、および外部との連携関係（C）の側面から関係を整理して見直し、Reputation（R）の見地から、俯瞰し取引の透明性・妥当性・公正性を確認する。
具体的には、【hard law】（各種法令・規程）、【soft law】（規範）への対応等を確認して、レピュテーションリスクを最小にするマネジメントを実施する。

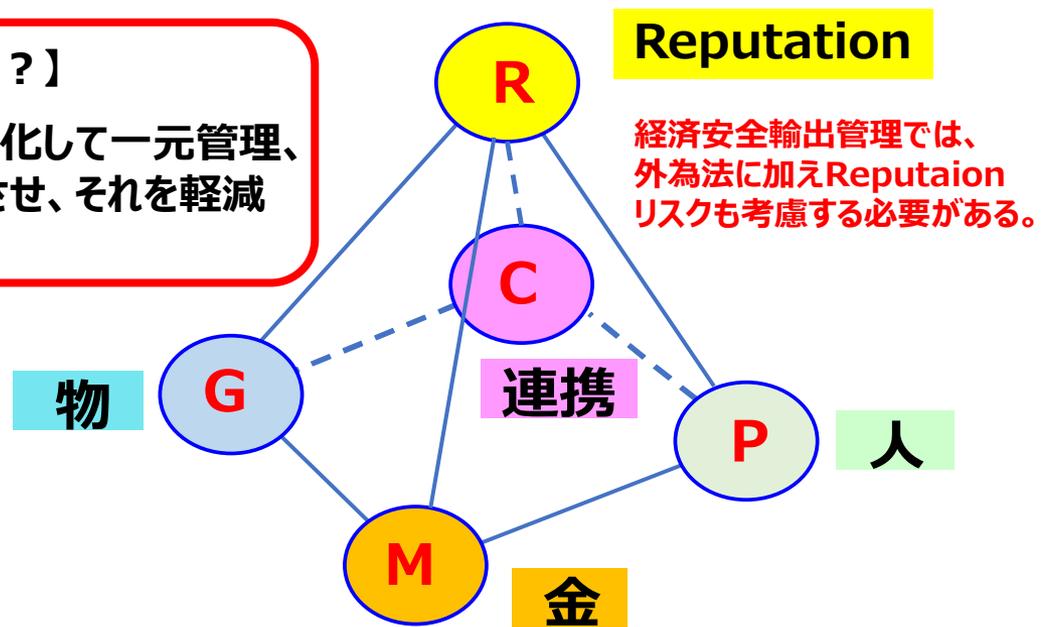
ここが、ポイント

【研究インテグリティ確保するには？】

P、M、G、Cに係る情報を透明化して一元管理、Reputationリスクを顕在化させ、それを軽減させることが確保につながる。

ここでいうトータルリスクマネジメントは、以下の10項目のリスクを想定している。

- ・利益相反 ・安全保障輸出管理
- ・秘密情報管理（営業秘密）
- ・生物多様性条約関連 ・国際産学連携
- ・知財管理
- ・研究不正 ・研究費不正使用 ・契約遵守
- ・取引業務に係る責任



2.10 外部との取引項目と想定されるレピュテーションリスク

外部との取引の取引項目と想定されるリスク

外部との取引を行う場合、取引（A）と取引（B）の複数の取引要素が重なる場合にリスクが高くなるケースがある。

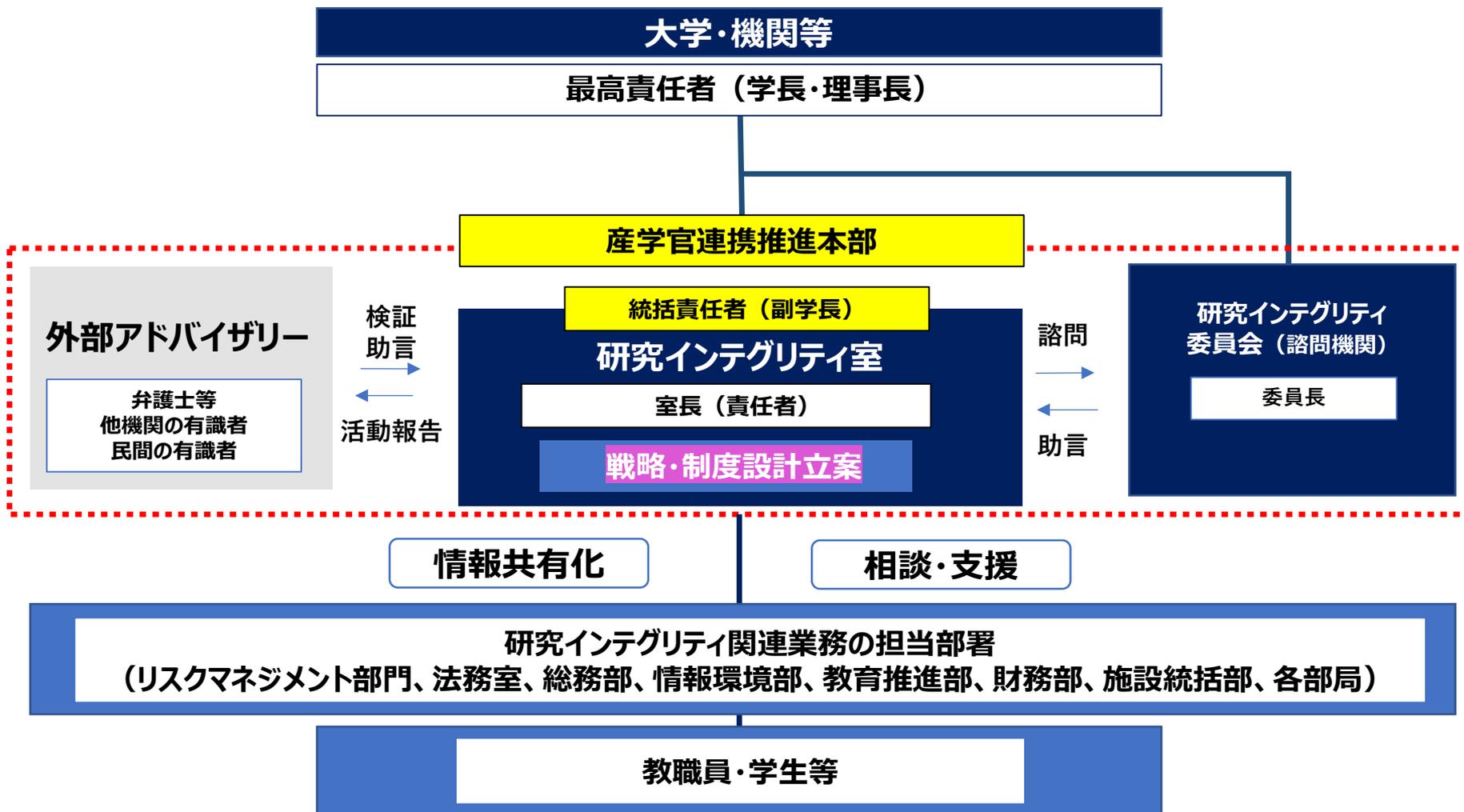
例えば、取引P.内でも複数の項目の取引が重なる場合、取引P.から取引C.のいずれか複数の取引が重なる場合にリスクが高くなるケースがある。

チェックリストの区分け	取引事項/項目（A）	透明化を求める項目	参照基準	懸念点	合わさるとリスクが高くなる取引項目（B）	法令・罪	
P（人） 教員の役割	兼業（役員・職員）	P.①	エフォート、相手先での研究関与、 決裁権、知財帰属	エフォート50%以下、代取△、報酬（本業50%以下）	報酬、株	P.②～⑤、G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪）
	学術コンサルティング	P.②	エフォート、無償提供、知財帰属	エフォート50%以下、報酬（本業50%以下）	報酬	P.③～⑤、G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	外為法、罰法（背任罪、詐欺罪）
	技術相談・役務提供	P.③	無契約、無償提供、知財帰属	所定の契約条件を遵守	報酬	P.④～⑤、G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	外為法、罰法（背任罪、詐欺罪）
	研究員の受入れ	P.④	無契約、役務無償提供、知財帰属	所定の契約条件を遵守	料金、研究成果	G.①～⑥、M.③～⑧、C.②～⑭	外為法、罰法（背任罪、詐欺罪）
	学生との関与	P.⑤	無契約、役務無償提供、知財帰属	所定の契約条件を遵守、インフォームドコンセント実施	報酬（不当？）	同上	罰法（背任罪、詐欺罪）
	外部でのポジション	P.⑥	宣伝、利権	届け出の有無	報酬（相場？）	同上	罰法（背任罪、詐欺罪）
	依頼講演	P.⑦	宣伝	届け出の有無	報酬（相場？）	同上	罰法（背任罪、詐欺罪）
G（物） 物品、設備、場所・ 業務委託	物品の貸与	G.①	無契約、設備無償提供	所定の契約条件を遵守 100万/1000万	料金	G.②～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	外為法、罰法（背任罪、詐欺罪）
	物品の購入	G.②	適正価格	適定理由書等の書類 100万/1000万	価格、公平性	G.③～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪、横領罪）
	設備の利用	G.③	設備無償提供	所定の契約条件を遵守 100万/1000万	価格、公平性	G.④～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪）
	場所の貸し出し	G.④	無契約	所定の契約条件を遵守 100万/1000万	価格、公平性	G.⑤～⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪）
	業務委託	G.⑤	無契約	適定理由書等の書類 100万/1000万	価格、公平性	G.⑥、M.①～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪、横領罪）
	役務提供	G.⑥	無契約	所定の契約条件を遵守 100万/1000万	価格、公平性	M.①～⑧、C.②～⑭	外為法、背任罪、詐欺罪、横領罪
M（金） 外部機関から受ける 個人報酬	兼業報酬	M.①	エフォート、相手先での研究関与	エフォート50%以下、報酬（本業50%以下）	報酬	M.③～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪）
	コンサルティング報酬	M.②	エフォート、相手先での研究関与	エフォート50%以下、報酬（本業50%以下）	報酬	M.③～⑧、C.②～⑭	罰法（背任罪、詐欺罪）
	株	M.③	該当機関の株式の取得事由	5%/1株	配当、売却益	M.④～⑧、C.②～⑭	
	ローヤリティー	M.④	適性価格（技術移転）	学内規程 100万	報酬	M.⑤～⑧、C.②～⑭	
	共同研究	M.⑤	兼業、コンサルティング、株	学内規程 100万	報酬	M.⑥～⑧、C.②～⑭	
	研究助成金	M.⑥	取得事由	学内規程 100万	報酬	M.⑦～⑧、C.②～⑭	
	寄付金	M.⑦	取得事由	学内規程 100万	報酬	M.⑧、C.②～⑭	
	融資、保証	M.⑧	取得事由	学内規程 100万	報酬	4.②～⑭	
C（連携） 連携関係、 研究活動	NDA（共同研究前）	C.①	技術流出	学内規程	秘密情報		不競法、罰法（背任罪）
	共同研究、受託研究	C.②	技術流出、知財の帰属、治験内容	学内規程	リスト規制技術		外為法、不競法、罰法（背任罪）
	特許共同出願	C.③	知財の帰属	学内規程			罰法（背任罪）
	技術移転	C.④	公平性	学内規程 100万	リスト規制技術		外為法、罰法（背任罪）
	寄付金の授受	C.⑤	取得事由	学内規程 100万			
	学術コンサルティング	C.⑥	受託事由	学内規程 100万	リスト規制技術		
	連携協定やMOU	C.⑦	技術流出	学内規程			
	海外出張（特定機関）	C.⑧	出張目的	学内規程 5回	リスト規制技術		外為法、罰法（背任罪）
	留学生等の受入れ	C.⑨	技術流出	学内規程			外為法、罰法（背任罪）
	研究助成金の受入れ	C.⑩	取得事由	学内規程 100万			罰法（背任罪）
	研究費の受入れ	C.⑪	取得事由	学内規程 100万			罰法（背任罪）
	成果物の授受（MTA）	C.⑫	授受事由	学内規程	リスト規制技術		外為法、背任罪
	受託事業（コンソ等）	C.⑬	コンソーシアム等の発起事由	学内規程			
	共著論文等	C.⑭	技術流出	学内規程			
CO（組織） 組織の利益相反	役員、部局長の権限・利害	O.①	外部機関との連携活動に関与	学内規程 1億円		1.～4.に関与がある場合	罰法（背任罪）
		O.②	敷地・建物・設備の授受 （貸借含む）に関与	学内規程 1億円		1.～4.に関与がある場合	罰法（背任罪）
		O.③	外部機関への投資に関与	学内規程 1億円		1.～4.に関与がある場合	罰法（背任罪）

2.11 研究インテグリティ確保のための管理体制の構築（案）

研究インテグリティ室は、**規程・透明化項目・業務プロセス・判断基準等を立案し、実際のリスクマネジメントは担当部署が実施する。**

検討例



【現状】 実施済み・検討中の事項

1. 利益相反の個人・組織の自己申告に対して、研究インテグリティの観点で見直し、様々な切り口で全体を俯瞰してマネジメントを実施する。（実施済み）
2. 兼業やクロスアポイントの申請時に、研究インテグリティの観点での見直し、案件関係図や協定書など必要書類を提出を必須とし、利益相反や安全保障輸出管理の審査を実施する。（一部実施済み）
3. 安全保障輸出管理で、貨物の輸出・役務の提供・留学生の受入れに関し、取引に関連する金の流れを確認し、レピュテーションリスクを見積もる。（みなし輸出の特定類型該当性②の確認などで、実施済み）
4. 安全保障輸出管理の「機微度調査結果」と、研究インテグリティの観点から入手したみなし輸出の「類型該当性データ」をリンクさせ、技術流出防止を徹底する。（実施済み）
5. レピュテーションリスクを、様々な切り口で全体を俯瞰して事案の懸念点や対応法令をチェックするフローチャートに従って、見積もる。（検討中）

【問題点】

各部門で保有する情報の横展開を実施する上での、**プロトコル・セキュリティレベルが不整合**で、できるところから部分的な一元化を図っていく必要がある。

【解決案】

デジタルユニバーティ構想等のなかでプロトコル・セキュリティレベルを統一する。

3.1 研究インテグリティはどこへ向かうか？ /

将来像

時代	刺激	関心事	求められるもの
これまで	外部との癒着 不正競争	研究者の 研究倫理 研究不正 研究費不正使用	研究公正
現在	新たな刺激 Foreign Influence	研究者の 研究倫理 研究不正 研究費不正使用 利益相反 技術流出	研究インテグリティ トータルリスマネジメント
将来	新たな刺激 Engagement 組織が社会に対して主体的に深い対話や共創などを通じた強い関与を持つことで、多面的にそれぞれのステークホルダーに対して責任を果たし、相互理解を得、互恵的に協働していくことを言う。	組織としての 研究倫理 研究不正 研究費不正使用 利益相反 技術流出 責任ある互恵関係	組織としての インテグリティ コンプライアンス経営 全てのステークホルダーの エンゲージメントが得られる 互恵関係

御清聴ありがとうございました。

名古屋大学のリスクマネジメント

お問合せ

学術研究・産学官連携推進本部

リスクマネジメント部門

宮林 毅

miyabayashi@aip.nagoya-u.ac.jp